

当医院の保険診療に関する掲載事項

【四国厚生支局への施設基準登録】

○厚生支局への施設基準の届け出を行っている旨の掲示

当院は各診療報酬点数項目基準に基づき以下の点数項目について地方厚生局への届け出を行っています。

- ・基本診療料関係
 - 外来感染対策向上加算
 - 連携強化加算
 - 医療 DX 推進体制整備加算
- ・特掲診療料関係
 - 外来在宅ベースアップ評価料 1

【医療情報取得加算及び医療 DX 推進体制整備加算】

○オンライン資格確認システムを活用した各種医療情報の活用について

当院は、オンライン資格確認を行う体制を有しており、患者さまの受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して、より適切な医療を提供できるよう取り組んでいる医療機関です。具体的には以下の通りです。

- ・オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して、診療を実施しています
- ・マイナ保険証を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでおります。詳しくは[こちら](#)をご覧ください。

※「こちら」をクリックするとポスター①が画面上に展開する等、ポスターの活用もご検討ください。

【一般名処方加算】

○処方せんにおける「一般名処方」について

現在、一部の医薬品の供給が不安定であり、また、令和6年10月より、後発品のある先発品を患者さまのご希望を踏まえ処方した場合には、新たな患者負担が発生する制度が導入されています（医療上の必要性がある場合等は除く）。

当院では、薬局で患者さまへスムーズに医薬品が提供されるよう患者さまの診療内容に基づきながら、国の推進する「一般名処方」を実施しております。

一般名処方とは、商品名ではなく有効成分を処方せんに記載することであり、有効成分が同一であれば、薬局さまにて原則どの後発品も調剤可能とする方法です。なお、医薬品によっては一般名処方できない場合もありますこと、あらかじめご了承ください。ご不明な点等がございましたら、当院受付までご相談ください。

【明細書発行体制等加算】

○個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書の発行について

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行することと致しました。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても明細書を無料で発行することと致しました。なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、御理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

【長期収載品処方における選定療養制度】

○長期収載品の処方における「選定療養」制度について

令和6年10月より、後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、診療上医師の認める理由のないものの先発医薬品の処方を希望される場合は特別の料金をお支払いいただくこととなりました(長期収載品の処方における選定療養制度)。この機会に、後発医薬品の積極的な利用をお願いいたします。

【保険外負担】

○保険外負担の掲載について

当院では診断書等の文書交付については、内容に応じて下記の範囲で費用をご負担いただいています。

・診断書等の各種文書料 1,000円～ 3,000円

(内容・様式によって価格が増減いたします。)

詳しくは当院受付までお問い合わせください。